

## 株式会社永田屋と 「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を締結します

各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から7年半が経過し、また震度7を2度観測した熊本地震の発生から2年半が経過しました。

本市では、これら大震災の教訓から、大規模地震等発生時に鉄道やバス等の公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備え、一時滞在施設の確保を進めており、この度、株式会社永田屋と協定を締結します。なお、小田急相模原駅周辺における一時滞在施設の指定は、今回が初めてとなります。

### 1 締結式の日程

#### (1) 日 時

平成30年12月25日(火)午前10時00分から

#### (2) 会 場

相模原市役所本庁舎2階 第1特別会議室

#### (3) 出席者

- ・株式会社永田屋 代表取締役 田中 大輔
- ・相模原市 市長 加山 俊夫

### 2 協定締結の目的

大規模地震等の発生時において、帰宅することが困難となった帰宅困難者に対して、一時的に施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とします。

### 3 協定の主な内容と施設

市の要請に基づき、施設の一部を帰宅困難者に開放し、水道水、トイレ等を提供します。

#### 一時滞在施設

橋本駅周辺：セレモニーホール永田屋

矢部駅周辺：永田屋富士見斎場

小田急相模原駅周辺：メモリアルハウス小田急相模原

#### 帰宅困難者とは・・・

大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

#### 一時滞在施設とは・・・

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のことをいい、可能な範囲で水道水やトイレ、災害関連情報その他必要な情報を提供します。

問合せ先  
危機管理局危機管理課  
042-769-8208(直通)  
対応責任者 課長 内田 和也